

大阪府規則第七十五号

大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた

事業者に対する支援金の支給に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）のまん延に係る知事による法第二十四条第九項の要請又は知事が別に定める協力の依頼（以下「要請等」という。）に応じ、休業等を行ったことにより重大な影響が及んでいる事業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項各号に掲げる者その他知事が別に定める者をいう。以下同じ。）を対象とした支援金（以下「支援金」という。）の支給の申請、決定等に関する事項その他支援金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、支援金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(支給の要件)

第二条 知事は、次の各号のいずれにも該当する事業者に対し、支援金を支給するものとする。

- 一 府の区域内に主たる事業所（法人にあつては商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十七条第二項第一号の本店をいい、個人にあつては事業所をいう。）を有していること。
- 二 要請等に応じ、令和二年四月二十一日から同年五月六日までの期間において、次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める措置を講じたこと。
 - イ 食事提供施設の運営事業者 当該食事提供施設において食事等をさせる役務の提供に係る営業時間を午前五時から午後八時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあつては、その提供を午前五時から午後七時までの間に短縮すること。
 - ロ 食事提供施設以外の施設の運営事業者 府の区域内に所在する事業所を休業し、又は休業に準ずる措置として知事が認めるものを行うこと。
- 三 令和二年四月の売上の額が、次のイからロまでに掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該イからロまでに定める額の二分の一以下であること。
 - イ 営業を開始した日（以下「開業日」という。）が平成三十一年四月一日以前である事業者 平成三十一年四月の売上の額
 - ロ 開業日が平成三十一年四月二日から令和元年九月三十日までである事業者 開業日の翌月から令和元年十二月までの月ごとの売上の額の合計額を平均した額
 - ハ 開業日が令和元年十月一日から同月三十一日までである事業者 令和元年十一月及び同年十二月の月ごとの売上の額の合計額を平均した額
 - ニ 開業日が令和元年十一月一日から同月三十日までである事業者 令和元年十二月の売上の額

ホ 開業日が令和元年十二月一日から同月三十一日までである事業者 令和二年一月から同年三月までの月ごとの売上額の合計額を平均した額

ヘ 開業日が令和二年一月一日から同月三十一日までである事業者 令和二年二月及び同年三月の月ごとの売上の額の合計額を平均した額

ト 開業日が令和二年二月一日から同年三月三十一日までである事業者 令和二年三月の売上の額

四 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第十二項各号に掲げる法人でないこと。

五 次のイからニまでのいずれにも該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

ロ 使用人その他の従業員に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

ハ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ニ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

（支援金の支給の申請等）

第三条 支援金の支給の申請をしようとする事業者は、知事に対し、知事が別に定める書類をその定める期日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請をした事業者に係る情報のうち、施設の名称及び所在地に関する情報を公表するものとする。

（支援金の支給の決定）

第四条 知事は、支援金の支給の申請があつたときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、支援金を支給すべきものと認めるときは、支援金の支給の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な支給を行うため必要があるときは、支援金の支給の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の支給の決定をするものとする。

（支援金の支給の決定の通知）

第五条 知事は、支援金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、支援金の支給の申請をした事業者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第六条 知事は、支援金の支給の決定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定を取り消すものとする。

一 第二条第五号イからニまでのいずれかに該当することとなったとき又は第三条の申請をしたときに第二条第五号イからニまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 第二条第五号ハ及びニに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めたととき。

三 第三条第一項の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明したとき。

2 前条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(支援金の返還)

第七条 知事は、支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約金及び延滞金)

第八条 事業者は、第六条第一項の規定による取消しに関し、支援金の返還を命ぜられたときは、支援金の返還のほか、違約金を支払わなければならない。この場合において、府に納付しなければならぬ違約金の額は、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合により計算した額とする。

2 前項前段の規定により違約金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した額の延滞金を府に納付しなければならぬ。

4 第一項又は前項の規定に定める違約金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年じゆんの日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(適用除外)

第九条 この規則に定める支援金に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和四十五年大阪府規則第八十五号）の規定は適用しない。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年五月一日から施行する。

(この規則の廃止)

2 この規則は、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれがなくなったと知事が認めたとときに廃止するものとする。